

# 各委員会での主な議案審査状況

## 総務委員会

議案第11号 鈴鹿市職員定数条例の一部改正について



2月21日



3月13日

(午前)



3月13日

(午後)

### 職員定数を改正し組織力を強化

**【概要】** 組織力の強化を図るため、市長の事務部局および消防機関の職員の定数を改めようとするもの。

**質疑** 令和4年度および令和5年度の時間外勤務の合計時間は。

**答弁** 平日、休日を合わせて、令和4年度が23万5,793時間、令和5年度が令和6年1月末時点で18万9,621時間である。

**質疑** 職員定数を上げることで、時間外勤務を削減することができるのか。

**答弁** 毎年度必要な人員を増やしていくが、今後も増加するであろう業務量を考慮すると、すぐに時間外勤務を削減できるわけではない。しかし、適切な職員数を配置することにより、適正な業務管理、マネジメントができるものとする。

**質疑** 定年引き上げに伴う職員採用の考え方は。

**答弁** 2年に1度、定年退職者が発生しない年度があるが、新規採用職員については、毎年退職者見込数の半分を採用していく予定である。

## 文教環境委員会

議案第37号 財産の取得について

議案第38号 財産の取得について(追認)

議案第39号 財産の取得について(追認)



2月21日



3月12日

(午前)



3月12日

(午後)



3月25日

### 過去の教師用指導書などの取得を追認

**【概要】** 議案第37号は、小学校の教科用図書が令和6年度に改訂されることに伴い、教師用指導書を更新しようとするもの。議案第38号は、平成27年4月1日に契約した小学校教師用教科書および指導書の取得について追認の議決を求めるもの。議案第39号は、令和2年4月2日に契約した小学校教師用指導書の取得について追認の議決を求めるもの。

**質疑** 消耗品および資産に関する考え方は。

**答弁** 消耗品とは、鉛筆や消しゴムなど、金額を問わず4～5年で消耗する物である。条例上、2,000万円以上の動産または不動産を取得する場合には議決が必要となるが、これまでは、消耗品が動産に含まれると認識していなかった。しかし、消耗品であっても、2,000万円以上であれば、議決の上、調達することが必要との見解に至ったため、今回、追認の議案を提出することとなった。